第2705号

## 昭和四年四月十五日第三年週火、金曜日發行(但

種郵便物認可 (本日に) っときは翌日)

## 規

則

**◇選管告示** 政党、協会、その他建設業者の変更登録

0

団体の解散の際の

♦告示 ♦規則

目

次

土地改良区設立認可鳥取県みつばち転飼条例施行規則

鳥取県みつばち転飼条例施行規則をここに公布する。

昭和三十一年四月三日

鳥取県知事

遠

茂

## 鳥取県規則第十九号

鳥取県みつばち転飼条例施行規則

第七号)に基きこの規則を定める。 鳥取県みつばち転飼条例(昭和二十八年三月鳥取県条例

(申請書等の様式)

第一条 みつばち転飼条例(以下「条例」とい らない。 に、ほう場貸与同意書は第二号様式によらなければな 三条第一項の規定による転飼許可申請書は第一号様式 50  $\overline{\phantom{a}}$ 

(変更申請書の様式)

第二条 条例第三条第二項の規定により許可を受けた事 提出しなければならない。 項を変更しようとするときは、第三号様式の申請書を

(許可証の交付等)

第三条 四号様式及び第五号様式のとおりとし、第四号様式に三条条例第四条第二項の規定による転飼許可証は第 可証は一巢箱につき一枚を交付するものとする。 よる許可証は一件につき一枚を、第五号様式による許

の第五号様式による許可証を巢箱の見やすい箇所にはる者は、前項の第四号様式による許可証を携帯し同項 り付けておかなければならない。 条例第三条第一項の規定による許可を受けて転飼す

この規則は、 公布の 日 から施行する。

3 昭和31年4月3日 火曜日 鳥 取 県 公 報 第2705号

第2号様式

## ほう場貸与同意書

地目	貸与を受け るものの氏名	貸与予定 期 間	摘要
		-	
	ATT SALES		
	地目	地目 貸与を受けるものの氏名	地目 貸与を受け 貸与予定期 間

鳥取県みつばち転飼条例により転制許可を得た場合には、上記のとおり私所有(使用中)の土地を貸与することに同意する。

年 月 日

土地所有者又は使用権者

生 所

氏 名

(EII)

昭和31年4月3日 火曜日 鳥 取 県 公 報 第2705号

第1号樣式

みつばち転飼許可申請書

年 月 日

鳥取県知事

殿

本 籍 地

現 住 所

通信連絡場所

氏名又は名称 及び代表者氏

(H)

下記のとおり転飼したいので許可願いたく鳥取県みつばち転覧条例第 3条第1項の規定により申請します。

買出

月 日から 月 日まで 月 日から 月 日まで	転制しようと する場 <b>所</b>	左の土地所有者 住 <b>所</b> 氏 名	ほう群数	転詞期間	飼育管理者住 所 氏 名
月日から				月 日から	
	e e			月 日まで	
月日まで	-			月 日から	
				月日まで	

注意 転詞しようとする場所は字、番地まで記入すること。

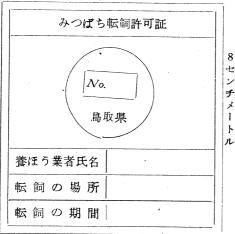
昭和31年4月3日 火曜日 鳥 取 県 公 報 第2705号

第4号様式 年第	号	
	みつばち轉飼許可証	
住 所		
氏名又は名称及 び代表者氏名	8	
ほう群数		
転飼の期間	•	
その他の条件		- Transmission American American Advances - American Amer
年	月 日	
	鳥取県知事	印

用紙は 縦 18センチメートル 横 25.7センチメートル

第5号様式

6センチメートル



円の直徑は3.6センチメートル円内の矩形は3センデメー トル×0.7センチメートル

第3号樣式

みつばち転飼変更許可申請書

月 日

鳥取県知事

殿

現 住 所

通信連絡場所

氏名义は名称 及び代表者氏

Ð

年 月 日付 号をもつて許可された事項を下記のとお り変更したいので許可願いたく鳥取県みつばち転飼条例第3条第2項。 の規定により申請します。

記

転飼しようと する場所	左の土地所有者 住 所 氏 名	ほう群数	転飼期間		飼住	育	章 理 氏	者名
			月日	から				
•	*	The state of the s	月日	まで				
.*			月日	から				
			月 日	まで				

注意 転飼しようとする場所は字番地まで記入すること。

第2705号

日野郡江府町大字下蚊屋筒井京一外十四

鳥取県告示第百三十五号

告

示

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

次のとおりである。

次の団体から解散の届出があつたが、

そ

昭和三十一年四月三日

7

 $\equiv$ 

種

政治資金規正法第十七条の規定による報告書

政党、協会、

その他の団体の收支に関する報告書要旨

鳥取果選挙管理委員会委員長

武

井

正

雄

報告書の要旨

間 類

昭和三十一年三月三日まで昭和三十一年一月一日から

火曜日 鳥 取 県 公 報

20

自

由

党

鳥

取

県

支

部

1円

二 (一) 寄 支 附 者

主たる寄附者及び 支出

出 該当なし 該当なし

政党.

協会その他の

团

体

名

額寄收寄 附入附 の又及

総はび

性数 附以一 ・ 上件 の千 ・ 客口

件数 寄円一 附以件 上五

麦出

の総額

額 1円

額

件数 出以 上件

総

額 1 [4]

総

額 1円

三昭和三二、

件数 支円-

1円

1円

寄円

の百

の千 支円

出以件 上五

報告書受 理年月日

の百

の際における寄附及びその他の收入並びに支出の報告書の要旨は、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条の規定により

火曜日 鳥 取 県 公 報 昭和31年4月3日

> により、 のあつた下蚊屋土地改良区の設立につい (昭和二十四年法律第百九十五号)第十条第一項の規定 (は)第三七七号鳥取県知事登錄 登 昭和三十一年四月三日 錄 昭和三十一年二月二十六日認可した。 号 鳥取県知事 四月十九日昭和三十年 登錄年月日 遠 て、 親和土建株式会社 土地改良法

茂

商号又は名称

鳥取市瓦町

おもな営業所々在地

昭和三十一年四月三日

遠

茂

氏

人の者から申請 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条の規定に よる変更届につき、 **次のように建設業者登錄簿に昭和三** 

鳥取県告示第百三十六号

十一年三月十六日変更登録した。

鳥取県知事

旧新

松河 浦田

武勝 儀治